

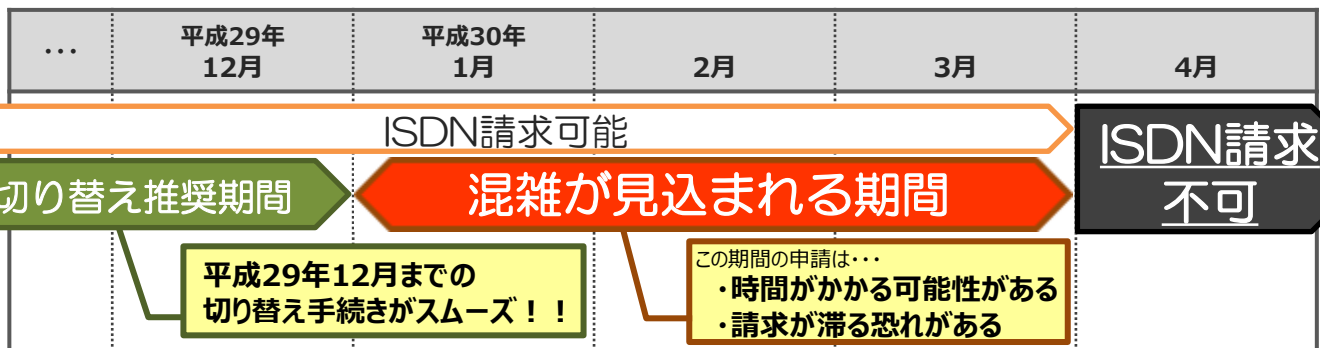
平成30年
4月以降は

ISDN請求ができません!

平成30年4月以降、ISDN回線を用いた介護給付費等の請求ができなくなります。現在、ISDN請求を行っている事業所は、国保連合会への届出等をして、平成30年3月までにインターネット請求に切り替える必要があります。

切り替え手続き、後でいいか! と思いませんか?

平成30年3月までに、50,000以上の事業所が、インターネット請求への切り替えをすと見込まれます。特に、平成30年1月から3月までにかけは、国保連合会への手続きの申請件数の増加に伴い、インターネット請求ができるようになるまでに、時間がかかってしまう可能性があります。これにより、事業所の請求業務が滞ってしまう恐れがあります。

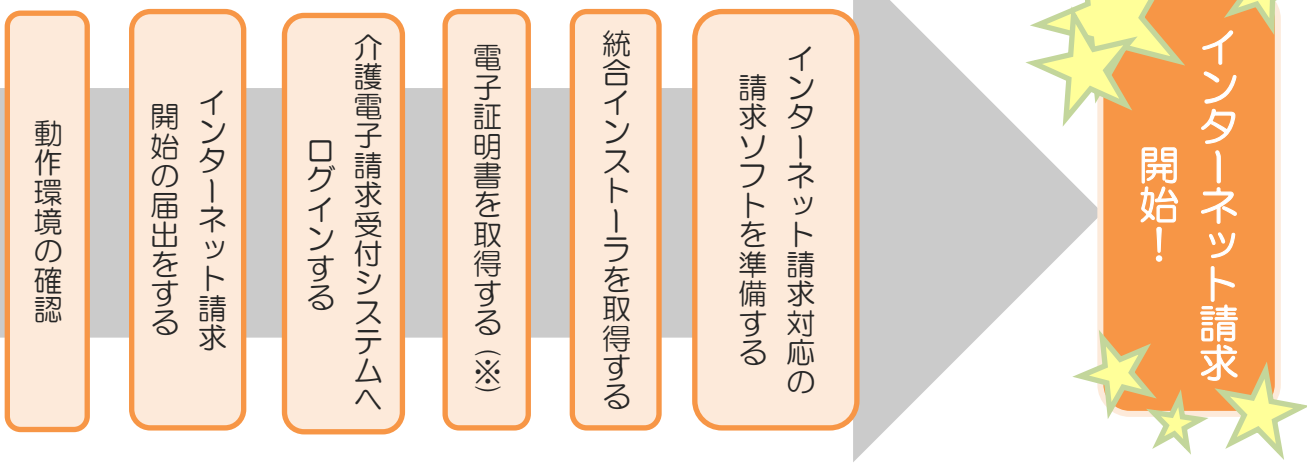


事業所において、請求業務を円滑に行っていただくためにも、**平成29年12月までに**インターネット請求への切り替え手続きをしていただくよう、ご協力をお願いいたします。

切り替えるために 何をしたらいいの?

インターネット請求へ切り替えるためには、以下の作業が必要となります。切り替え作業における手続きには、1ヶ月程度時間を要する場合がありますので、お早めに実施ください。なお、インターネット請求に切り替えた後でも、初回の審査結果を受け取るまでは、念のためISDN回線を解約しないでください。

【インターネット請求開始の流れ】



※電子証明書の取得には発行手数料が掛かります。(有効期間3年)

- 介護保険証明書 : 13,200円
- 介護・障害共通証明書 : 13,900円

詳しくは裏面へ⇒

切り替え作業について教えて！

インターネット請求へ切り替えるための作業について、簡単な手順書をご用意しました。
以下のWEBサイトにアクセスして、事業所の請求形態にあった手順書をご参照ください。
<国民健康保険中央会ホームページの「介護保険・障害者総合支援関係者の皆様へ」に掲載しています>

事業所請求の場合	インターネット請求への移行手順について https://www.kokuho.or.jp/concern/lib/ikoutejun_20170731.pdf
代理請求の場合	「代理請求編」インターネット請求への移行手順について https://www.kokuho.or.jp/concern/lib/ikoutejun_dairi_20170731.pdf

事業所請求とは？ 代理請求とは？

請求形態には、事業所が請求業務を行う「**事業所請求**」と
代理人等が複数事業所の請求業務を一括して行う「**代理請求**」があります。
どちらの請求形態に当てはまるか、以下の項目をご確認の上、ご検討ください。

事業所請求

事業所番号を**1つだけ**持っていて、今後増える予定がない場合等、
基本的な請求方法です。

※障害者総合支援の請求を既に行っている、もしくは行う予定の場合、
代理請求の方が、電子証明書の料金が安くなる場合があります。



代理請求

事業所番号を**複数**持っている（または今後増える）場合、
請求に用いるユーザIDや電子証明書をまとめて管理することができるため
事業所請求と比較し、事務負担を軽減できます。



インターネット請求への切り替え作業についてご不明な点は
介護電子請求ヘルプデスク までお問合せください！

※お問合せの際に、参考にした資料や実施済みの作業がありましたらお伝えください

介護電子請求ヘルプデスク Tel : 0570-059-402
Fax : 0570-059-422
E-mail : mail-kaigo@support-e-seikyuu.jp